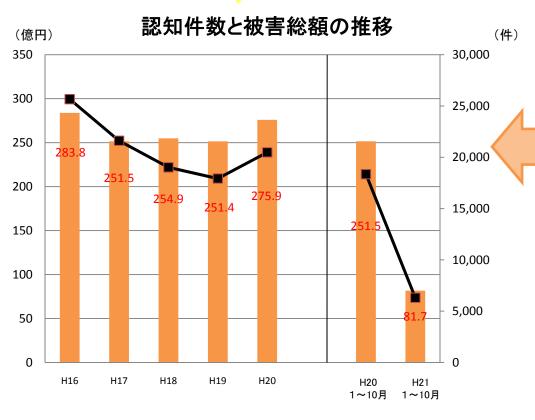
振り込め詐欺対策の強化

各種対策の結果、被害は大幅に減少したものの、 それでもなお 年間被害総額は 100億円に迫るペース

であり、依然として予断を許さない状況



被害総額(億円)

-■-認知件数(件)

振り込め詐欺の徹底検挙

- 〇 組織実態の解明、首謀者に至るまでの摘発検挙
- 〇「道具屋」の徹底検挙

総合的な被害防止対策の推進

- あらゆる機会を利用した広報啓発活動
- 顧客に対する窓口等における声掛け
- 〇 異常取引・不正口座検知システムの導入・改善

携帯電話、預貯金口座等の犯罪への利用の遮断

- 凍結口座名義人リストに基づき金融機関から情報提供を受け、不正口座の開設防止等を図る枠組み を構築
- 偽変造の疑いのある運転免許証が提示された場合に携帯電話事業者から情報提供を受け、携帯電話の不正契約の防止等を図る枠組みを構築
- 国民から提供される情報を携帯電話の利用停止 措置等の犯行ツール遮断対策に積極的に活用

強化推進期間の実施

○ 平成20年10月、21年2月及び10月15日から11月 14日までを「振り込め詐欺撲滅のための取締活動及び 予防活動の強化推進期間」とし、警察の総力を挙げた 取締活動及び官民一体となった予防活動を推進